

◎国民年金第3号被保険者の届出 ～被扶養配偶者の国民年金～

共済組合の組合員に扶養されている配偶者(被扶養配偶者)で20歳以上60歳未満の方は、国民年金第3号被保険者として国民年金に加入することとなります。(組合員が65歳に到達し老齢基礎年金の受給資格を満たすときは除く)。

配偶者が第3号被保険者に該当・非該当となった場合等には事業主(事業所・共済組合)を経由して日本年金機構への手続きが必要となります。

一般組合員の配偶者につきましては、共済組合を経由して手続きを行いますので、下記のとおり、届出を速やかにご提出ください。

なお、第3号被保険者にかかる国民年金保険料は、個別に納める必要はなく、組合員の掛金(保険料)に加算されることもありません。

届出が必要な主な事例	提出先	提出書類等
被扶養配偶者に認定するとき	総務事務センター	・国民年金第3号被保険者関係届(※1)
被扶養配偶者が20歳になったとき		★31日以上遡及して届け出る場合は、別途必要な書類あり。(※2)
収入が基準以上に増加したため、被扶養配偶者でなくなったとき		・国民年金第3号被保険者関係届(※1)
離婚したとき		★お住まいの市区町村の国民年金担当課で、別途国民年金の種別変更の手続きが必要。
被扶養配偶者が死亡したとき		・国民年金第3号被保険者関係届(※1)
被扶養配偶者が就職して、厚生年金の被保険者になったとき		国民年金第3号被保険者関係届の「非該当」の届出は不要。
被扶養配偶者が住所を変更したとき	総務事務センター	・国民年金第3号被保険者住所変更届(※1)
被扶養配偶者の氏名・生年月日等を変更(訂正)するとき		国内に居住しており、マイナンバーと基礎年金番号が紐付いている方(国民年金第3号被保険者関係届を提出した際に、マイナンバーを記入した方等)については、提出不要。
海外居住の方が海外特例要件に該当または非該当となる場合		・国民年金第3号被保険者関係届(※1)
組合員が65歳に到達し老齢基礎年金の受給資格を満たしたとき		★お住まいの市区町村の国民年金担当課で、国民年金の種別変更の手続きが必要。

(※1) 「国民年金第3号被保険者関係届」、「国民年金第3号被保険者住所変更届」に添付するもの。

第3号被保険者の個人番号(基礎年金番号)の欄に、

基礎年金番号を記入した場合……配偶者の年金手帳または基礎年金番号通知書の写し

個人番号を記入した場合……配偶者のマイナンバーカード(個人番号カード)の表・裏両面の写し

(※2) 健康保険の被扶養配偶者となった日より遡及して認定を受ける場合は、次の添付書類が必要です。

①戸籍謄本

②住民票(世帯全員分)

③第3号被保険者になった日(資格取得日)以降の収入が確認できる所得確認資料

所得確認資料の例

資格取得日以降の状況	書類の名前
退職により無収入	退職証明書または雇用保険被保険者離職票のコピー
雇用保険の失業給付を受給している、またはしていた	雇用保険受給資格者証のコピー(雇用保険の失業給付の日額若しくは受給終了の確認のため)
年金を受給している	年金受給額が確認できる年金証書、改定通知書または振込通知書等のコピー
パート等による給与収入がある	給与明細、雇用契約書のコピー
自営業(農業を含む)による収入、不動産収入等がある	直近の確定申告に関する書類のコピー
上記以外の収入がある	課税(非課税)証明書

※個別のケースによっては、上記以外の書類についても提出をお願いする場合があります。

◆◆届出はその都度必要です◆◆

以前の勤務先(事業主)へ配偶者の国民年金第3号被保険者の届出を行っていた場合でも、当共済組合の一般組合員となった場合は、再度、「国民年金第3号被保険者関係届」の提出が必要となります。

また、配偶者が国民年金第3号被保険者でなくなった後に、再度被扶養配偶者になった場合にも、「国民年金第3号被保険者関係届」の提出が必要です。

届出がない場合、将来配偶者の方が受給する年金が減額されたり、受給できなくなることがあります。届出をお忘れにならないよう十分にご注意ください。